

平成十五年二月二十日提出
質問第一二三号

「男女共同参画社会実現」等と教育分野における規制緩和に関する質問主意書

提出者 植田至紀

「男女共同参画社会実現」等と教育分野における規制緩和に関する質問主意書

現在、トヨタ、J R西日本等の財界の出資による「全寮制男子校」設置の構想があるが、国家政策として男女共同参画が課題となっているいま、性別に特化した学校設立には、時代錯誤という印象を禁じ得ない。教育は、両性の平等を基礎とすべきであり、教育分野の規制緩和により、「両性の平等」「男女共同参画社会の実現」が損なわれてはならないと考える立場から質問するものである。

1 今後、性別に特化した学校を設立することは、「男女共同参画」と矛盾するのではないか。

2 教育分野において「規制緩和」が図られるとしても、「両性の平等」「男女共同参画社会」を目指すために、教育内容に格段の配慮が払われるべきではないのか。

3 学校設立の認可にあたっては「男女共同参画」への配慮をその判断基準のひとつとすべきではないか。性別別の新設校を認めるのであれば、その教育内容において「男女共同参画」はどのように取り扱われるべきか。

4 現行の教育基本法において、学校新設の認可を求め設立され、教育基本法の理念を尊重する立場をとって運営されている学校に対して、教育基本法等が改正された場合に、「理念」「教育方針」において、新

たな教育基本法等に従うよう変更を求めることとなるのか。

右質問する。